

弥富市工事請負契約保証事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市公共工事請負契約約款（土木工事事用）及び弥富市公共工事請負契約約款（建築工事事用）（以下「工事約款」という。）第4条に規定する契約の保証の事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(工事請負契約における契約の保証)

第2条 工事約款第4条に規定するとおり、工事請負契約における契約の保証については、金銭的保証とし、契約担当職員（財政課入札の工事は財政課の契約担当職員、それ以外の工事は工事担当課の契約担当職員）は、落札者に対し、請負代金額の100分の10以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる契約の保証のいずれかに掲げるものを求め、契約の締結と同時に、同表の左欄に掲げる契約の保証に応じ、同表の中欄に掲げる提出書類を提出させるものとする。ただし、当分の間、工事約款第4条第1項第2号の「契約保証金に代わる担保となる有価証券等」については、利付き国債又は愛知県公債に限るものとし、工事約款第4条第1項第3号の「銀行、発注者が確実と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

保証等の種類	提出書類	工事約款該当条項
契約保証金の納付	領収書の写し	第4条第1項第1号
契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	有価証券受領書の写し	第4条第1項第2号
銀行等の保証	銀行等が交付する銀行等の保証に係る保証書	第4条第1項第3号
保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証	保証事業会社が交付する保証事業会社の保証に係る保証証書	第4条第1項第3号

公共工事履行保証証券による保証	保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券	第4条第1項第4号
履行保証保険契約の締結	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券	第4条第1項第5号

2 前項の規定は、請負代金額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）が500万円以上の工事請負契約を対象とする。

（工事請負契約締結時の取扱い）

第3条 落札決定後、契約担当職員は、契約保証手続を進めるために落札者に連絡するものとする。

2 銀行等の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証及び履行保証保険契約の締結のいずれかの保証を落札者が付すとした場合は、契約担当職員は、契約保証手続に必要な書類を落札者に交付するものとする。

3 第1項の規定により連絡を受けた落札者は、前条第1項の表の左欄に掲げる保証のうちいずれかの保証を付すものとし、契約の締結と同時に、同表の中欄に掲げる提出書類を契約担当職員に提出するものとする。

4 工事請負契約締結時の保証の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 落札者は、契約保証金提出書（第1号様式）を契約担当職員に提出する。

この場合において、契約担当職員は、契約保証金が請負代金額の100分の10以上の額となっていることを確認するものとする。

イ 契約担当職員は、落札者に歳入歳出外現金の納入通知書を交付するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿（第2号様式）にその旨を記載するものとする

ウ 落札者は、イの納入通知書を添えて現金を会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に提出し、領収書を受け取った後、その写しを契約担当職員に提出する。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

エ 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「要する。」と記載し、請負契約を締結するものとする。

オ 契約担当職員は、ウの領収書の写しを工事請負契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等についての取扱い

ア 落札者は、有価証券提出書（第3号様式）を契約担当職員に提出する。

この場合において、契約担当職員は、提供される有価証券等の額面金額が請負代金額の100分の10以上の額となっていることを確認するものとする。

イ 契約担当職員は、落札者に有価証券納付書を交付するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする

ウ 落札者は、イの有価証券納付書を添えて有価証券等を契約担当職員を經由して会計管理者に提出し、有価証券受領書を受け取った後、その写しを契約担当職員に提出する。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

エ 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「要する。」と記載し、請負契約を締結するものとする。

オ 契約担当職員は、ウの有価証券受領書の写しを工事請負契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

ア 落札者は、銀行等の保証に係る保証書を契約担当職員に提出する。

イ 契約担当職員は、落札者からアの保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が銀行等であり、押印があること。

(ウ) 保証委託者が落札者であること。

(エ) 保証債務の履行について、保証する旨の記載があること。

(オ) 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(カ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

- (キ) 保証金額が契約保証金の金額以上であること。
- (ク) 保証期間が契約締結日から工期の終期の期間を含むものであること。
- (ケ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

ウ 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「要する。」と記載し、請負契約を締結するものとする。

エ 契約担当職員は、契約保証金等受払簿と一緒にアの保証書を綴り、保証書の写しを工事請負契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(4) 保証事業会社の保証についての取扱い

ア 落札者は、保証事業会社の保証に係る保証証書を契約担当職員に提出する。

イ 契約担当職員は、落札者からアの保証証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。
この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が保証事業会社であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証委託者が落札者であること。

(エ) 保証債務の履行について、保証する旨の記載があること。

(オ) 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(カ) 保証に係る工事の工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び請負代金額と同一であること。

(キ) 保証金額が契約保証金の金額以上であること。

(ク) 保証期間が契約締結日から工期の終期の期間を含むものであること。

(ケ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

ウ 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「要する。」と記載し、請負契約を締結するものとする。

エ 契約担当職員は、アの保証証書を工事請負契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(5) 公共工事履行保証証券による保証についての取扱い

ア 落札者は、公共工事履行保証証券に係る証券を契約担当職員に提出する。

イ 契約担当職員は、落札者からアの証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が落札者であること。

(エ) 公共工事用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。

(オ) 主契約の内容としての工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び請負代金額と同一であること。

(カ) 保証金額が請負代金額の100分の10以上であること。

(キ) 保証期間が契約締結日から工期の終期の期間を含むものであること。

ウ 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「要する。」と記載し、請負契約を締結するものとする。

エ 契約担当職員は、アの証券を工事請負契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(6) 履行保証保険についての取扱い

ア 落札者は、履行保証保険に係る証券を契約担当職員に提出する。

イ 契約担当職員は、落札者からアの証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 被保険者が発注者であること。

(イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保険契約者が落札者であること。

(エ) 履行保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。

(オ) 主契約の内容としての工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び請負代金額と同一であること。

(カ) 保険金額が請負代金額の100分の10以上であること。

(キ) 保険期間が契約締結日から工期の終期の期間を含むものであること。

ウ 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「要する。」と記載し、請負契約を締結するものとする。

エ 契約担当職員は、アの証券を工事請負契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(請負者の債務不履行による解除時の取扱い)

第4条 契約担当職員は、工事約款第43条第1項各号のいずれか、第43条の2第1項各号のいずれか又は第43条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、工事請負契約を解除することができる。(なお、請負者に通知する契約解除通知書には、契約保証金又は担保をもって違約金に充当する旨等の記載をする。)ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるときは、工事約款第42条第2項及び第3項の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

2 前項の規定により契約を解除した場合における保証の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当職員は、工事約款第43条第1項、第43条の2第1項又は第43条の3第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、契約保証金を本市に帰属させる手続を執るものとする。

イ 契約担当職員は、工事約款第43条第2項又は第43条の3第3項に規定する違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、当該超過額を請負者から徴収するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等についての取扱い

ア 契約担当職員は、工事約款第43条第1項、第43条の2第1項又は第43条の3第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、有価証券等を

本市に帰属させ、これを現金化して歳入へ振り替える手続を執るものとする。

イ 契約担当職員は、工事約款第43条第2項又は第43条の3第3項に規定する違約金の金額が、アにより本市に帰属する金額を超過している場合は、当該超過額を請負者から徴収するものとする。

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、工事約款第43条第1項、第43条の2第1項又は第43条の3第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、銀行等又は保証事業会社に対し、契約解除通知書を提出して、保証金の請求手続を執るものとする。

イ 契約担当職員は、工事約款第43条第2項又は第43条の3第3項に規定する違約金の金額が、アにより請求し、受領した保証金の金額を超過している場合は、当該超過額を請負者から徴収するものとする。

(4) 公共工事履行保証証券による保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、工事約款第43条第1項、第43条の2第1項又は第43条の3第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、保険会社に対し、契約解除通知書を提出して、保証金の請求手続を執るものとする。

イ 契約担当職員は、工事約款第43条第2項又は第43条の3第3項に規定する違約金の金額が、アにより請求し、受領した保証金の金額を超過している場合は、当該超過額を請負者から徴収するものとする。

(5) 履行保証保険についての取扱い

ア 契約担当職員は、工事約款第43条第1項、第43条の2第1項又は第43条の3第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、保険会社に対し、契約解除通知書を提出して、保険金の請求手続を執るものとする。

イ 契約担当職員は、工事約款第43条第2項又は第43条の3第3項に規定する違約金の金額が、アにより請求し、受領した保険金の金額を超過している場合は、当該超過額を請負者から徴収するものとする。

(工事完成時の取扱い)

第5条 工事完成時の保証の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当職員は、請負者から工事目的物の引渡しを受けたときは、請負者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金返還請求書（第4号様式）の提出を求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者から契約保証金返還請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、歳入歳出外現金の払出命令書を作成し、契約保証金返還請求書を添付して、会計管理者へ提出するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

契約保証金返還請求書に記載の金額が当該工事請負契約書に係る保管金の金額と同一であること。

ウ 契約担当職員は、契約保証金返還請求書の写しを工事請負契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

エ 会計管理者は、契約保証金を請負者に払い出す。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等についての取扱い

ア 契約担当職員は、請負者から工事目的物の引渡しを受けたときは、請負者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに有価証券返還請求書（第5号様式）の提出を求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者から有価証券返還請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、有価証券払出通知書を作成し、有価証券返還請求書を添付して、会計管理者へ提出するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

有価証券返還請求書に記載の金額が提供された有価証券の金額と同一であること。

ウ 契約担当職員は、有価証券返還請求書の写しを工事請負契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

エ 会計管理者は、有価証券等を契約担当職員を経由して請負者に払い出す。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、請負者から工事目的物の引渡しを受けたときは、直ちに保証書（銀行等が交付する変更契約書がある場合は、その変更契約書を含

む。)を請負者を經由して銀行等に返還するものとする。なお、保証書を請負者に交付する際には、契約保証金等受払簿にその旨を記載し、請負者に保証書に係る受領書(第6号様式)の提出を求めるものとする。

イ 契約担当職員は、保証書の写し(銀行等が交付する変更契約書がある場合は、その変更契約書の写しを含む。)をそのまま工事請負契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(4) 保証事業会社の保証についての取扱い

契約担当職員は、請負者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証証書(保証事業会社が交付する変更契約書がある場合は、その変更契約書を含む。)をそのまま工事請負契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(5) 公共工事履行保証証券による保証についての取扱い

契約担当職員は、請負者から工事目的物の引渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る証券(異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。)をそのまま工事請負契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(6) 履行保証保険についての取扱い

契約担当職員は、請負者から工事目的物の引渡しを受けた後も、履行保証保険に係る証券(異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。)をそのまま工事請負契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(請負代金額の増額変更時の取扱い)

第6条 請負代金額の増額変更に伴う契約保証の増額請求は、変更後の請負代金額が、当初の契約金額の2倍以上になる場合に行うものとする。ただし、変更契約の時点で出来高により本市に損失を被ることがないと明らかな場合は、この限りでない。

2 増額請求する場合の契約保証額は、変更後の請負代金額の100分の10以上に増額変更するものとする。

3 銀行等の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証及び履行保証保険契約の締結のいずれかの保証を請負者が付すとした場合は、契約担当職員は、契約保証手続に必要な書類を請負者に交付するものとする。

4 第1項の規定により契約保証を増額変更する場合における保証の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当職員は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、請負者に契約保証金提出書を提出させ、歳入歳出外現金の納入通知書を請負者に交付し、それにより契約保証金の増額分に相当する現金を会計管理者又は指定金融機関等に納付することを求めるものとする。

イ 以降の取扱いについては、第3条に準ずるものとする。

ウ 契約担当職員は、契約保証金の増額分に相当する金額の収入を確認の上、請負契約を変更するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等についての取扱い

ア 契約担当職員は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、請負者に有価証券提出書を提出させ、有価証券納付書を請負者に交付し、それにより契約保証金の増額分に相当する金額の有価証券等を提供することを求めるものとする。

イ 以降の取扱いについては、第3条に準ずるものとする。

ウ 契約担当職員は、契約保証金の増額分に相当する金額の有価証券等の提供を確認の上、請負契約を変更するものとする。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者からアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 契約担当職員は、請負契約の変更後、契約保証金等受払簿と一緒にアの変更契約書を綴り、変更契約書の写しを工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(4) 保証事業会社の保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者からアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証証書に記載された保証事業会社であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び請負代金額と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 契約担当職員は、請負契約の変更後、アの変更契約書を工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(5) 公共工事履行保証証券による保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証金額を変更後の請負代金額の100分の10以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

- (ウ) 債務者が請負者であること。
- (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
- (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (カ) 増額後の保証金額が変更後の請負代金額の100分の10以上であること。
- (キ) 異動保証期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。

ウ 契約担当職員は、請負契約の変更後、アの異動承認書を工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(6) 履行保証保険についての取扱い

ア 契約担当職員は、保険金額の増額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保険金額を変更後の請負代金額の100分の10以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

- (ア) 被保険者が発注者であること。
- (イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (ウ) 保険契約者が請負者であること。
- (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
- (オ) 証券番号が履行保証保険に係る証券の証券番号と同一であること。
- (カ) 増額後の保険金額が変更後の請負代金額の100分の10以上であること。
- (キ) 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。

ウ 契約担当職員は、請負契約の変更後、アの異動承認書を工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(請負代金額の減額変更時の取扱い)

第7条 契約担当職員は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、請負者から契約保証金の金額又は保証金額を変更後の請負代金額の100分の10の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額又は保証金額を変更後の請負代金額の100分の10以上に保たれる範囲で請負者の欲する金額まで減額変更するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、履行保証保険の場合にあつては、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

3 第1項の規定により契約保証を減額変更する場合における保証の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当職員は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、契約保証金の減額分につき契約保証金の返還を求める旨の契約保証金返還請求書の提出を求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者から契約保証金返還請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するとともに歳入歳出外現金の払出命令書を作成し、契約保証金返還請求書を添付して、会計管理者に提出するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

契約保証金返還請求書に記載の金額が契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること。

ウ 契約担当職員は、契約保証金返還請求書の写しを工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

エ 会計管理者は、減額分の契約保証金を請負者に払い出す。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等についての取扱い

ア 契約担当職員は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、契約保証金の減額分につき有価証券等の返還を求める旨の有価証券返還請求書の提出を求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者から有価証券返還請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更する

とともに有価証券払出通知書を作成し、有価証券返還請求書を添付して、会計管理者に提出するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

有価証券返還請求書に記載の金額が契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること。

ウ 契約担当職員は、有価証券返還請求書の写しを工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

エ 会計管理者は、減額分の有価証券等を契約担当職員を経由して請負者に払い出す。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証契約内容変更承認書（第7号様式）を交付し、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者からアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 契約担当職員は、契約保証金等受払簿と一緒にアの変更契約書を綴り、変更契約書の写しを工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(4) 保証事業会社の保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証契約内容変更承認書を交付し、保証金額を変更後の契約保証金の金

額以上に保つ範囲で減額する旨の保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者からアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証証書に記載された保証事業会社であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び請負代金額と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 契約担当職員は、アの変更契約書を工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(5) 公共工事履行保証証券による保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証契約内容変更承認書を交付し、保証金額を変更後の請負代金額の100分10以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が請負者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 減額後の保証金額が変更後の請負代金額の100分の10以上であること。

ウ 契約担当職員は、アの異動承認書を工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(工期の延長時の取扱い)

第8条 契約担当職員は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。

2 銀行等の保証及び公共工事履行保証証券による保証のいずれかの保証を付している場合は、契約担当職員は、契約保証手続に必要な書類を請負者に交付するものとする。この場合において、変更手続は必ず保証期間（工期）内に行い、保証期間に中断がないように留意するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、保証事業会社の保証の場合は、「覚書」に基づき保証期間は工期の変更に応じて自動的に延長されるため、変更手続を行う必要はない。また、履行保証保険の場合は、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続を行わなくて差し支えない。

4 第1項の規定により保証期間を延長変更する場合における保証の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 銀行等の保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者からアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一である

こと。

(オ) 変更後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

ウ 契約担当職員は、請負契約の変更後、契約保証金等受払簿と一緒にアの変更契約書を綴り、変更契約書の写しを工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券による保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が請負者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 異動後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

ウ 契約担当職員は、請負契約の変更後、アの異動承認書を工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(工期の短縮時の取扱い)

第9条 契約担当職員は、工期の短縮を行おうとする場合で、請負者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保証事業会社の保証の場合は、「覚書」に基づき保証期間は工期の変更に応じて自動的に短縮されるため、変更手続を行う必要はない。

また、履行保証保険の場合は、保険期間は短縮は行われないうこととなっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。

3 第1項の規定により保証期間を短縮変更する場合における保証の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 銀行等の保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、請負者に対し、請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者からアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

ウ 契約担当職員は、契約保証金等受払簿と一緒にアの変更契約書を綴り、変更契約書の写しを工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券による保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、請負者に対し、請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に

掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が請負者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 異動後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

ウ 契約担当職員は、アの異動承認書を工事請負契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

（履行遅滞時の取扱い）

第10条 契約担当職員は、履行遅滞が生じた場合において、工事約款第42条第2項及び第3項の規定により、損害金を徴収して工期経過後相当の期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるよう保証期間を延長変更するものとする。

2 銀行等の保証及び公共工事履行保証証券による保証のいずれかの保証を付している場合は、契約担当職員は、契約保証手続に必要な書類を請負者に交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、保証事業会社の保証の場合は、「覚書」に基づき保証期間は工期の変更に応じて自動的に延長されるため、変更手続を行う必要はない。また、履行保証保険の場合は、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続を行わなくて差し支えない。

4 第1項の規定により保証期間を延長変更する場合における保証の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 銀行等の保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるよう保証期間を延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるもの

とする。

イ 契約担当職員は、請負者からアの変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 名宛人が発注者であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

ウ 契約担当職員は、請負契約の変更後、契約保証金等受払簿と一緒にアの変更契約書を綴り、変更契約書の写しを工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券による保証についての取扱い

ア 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負者に対し、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるよう保証期間を延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当職員は、請負者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(ア) 債権者が発注者であること。

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が請負者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であるこ

と。

(カ) 異動後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

ウ 契約担当職員は、請負契約の変更後、アの異動承認書を工事請負変更契約書の写しと一緒に綴っておくものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

契約保証金提出書

(宛先) 弥富市長

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印鑑

下記の金額を契約保証金として提出します。

金

工 事 名

路 線 等 の 名 称

工 事 場 所

契 約 年 月 日

契 約 金 額

工 期

(注) 保証金の払戻しの際に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

年 月 日

（宛先） 弥 富 市 長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

有価証券提出書

下記の工事請負契約の契約保証金に代わる担保として、下記の証券を提出します。

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所 弥富市 地内

契 約 年 月 日 年 月 日

契 約 金 額 金 円

工 期 年 月 日から 年 月 日まで

証券の種類	総額面	券面金額	数量	記号	番号	備考

※利札が工期中のものは外すこと。

契約保証金返還請求書

(返還事由) _____

(宛先) 弥富市長

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印鑑

上記事由により、下記工事に係る契約保証金を下記振込先に振り込んでください。

工 事 名

路 線 等 の 名 称

工 事 場 所 弥富市

地内

保 証 金 額 金

円

振込先	銀行	本店・支店
預金種別	普通	当座
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

年 月 日

（宛先） 弥 富 市 長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

有価証券返還請求書

下記の工事が しましたので、契約保証金に代わる担保として、貴職に預けていた下記の有価証券の返還を請求します。

工 事 名

路線等の名称

工 事 場 所 弥富市

地内

証券の種類	総額面	券面金額	数量	記号	番号	備考

年 月 日

有価証券受領書

上記有価証券を受領いたしました。

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日

保証書に係る受領書

(宛先) 弥富市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

貴職より下記工事に係る保証書（変更契約書がある場合には、変更契約書を含む。）を受領しましたので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、損傷につき一切の責任を負うことを約します。

工 事 名

路 線 等 の 名 称

工 事 場 所 弥富市

地内

保 証 金 額 金

円

保証契約内容変更承認書

年 月 日

御中

弥富市長



下記保証契約の内容変更について承認する。

記

1 変更する保証契約の内容

- (1) 証券番号
- (2) 保証委託者又は債務者名
- (3) 工事名

2 保証契約内容変更の承認事項（該当箇所の□に ✓ を記入する。）

- 保証金額の減額 <減額前の保証金額 円>
<減額後の保証金額 円>
- 保証期間の短縮 <短縮前の保証期間の終期 年 月 日>
<短縮後の保証期間の終期 年 月 日>
- その他
()

(注) 証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

担当 部 課 グループ
電話
内線